

子ども・子育て会議の概要

1. 会議の所掌事務について

「宍粟市子ども・子育て会議条例」第2条に基づき、

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画(法第61条第1項に規定する計画をいう。)の策定又は変更に関し意見を述べること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

が所掌事務となっています。

2. 委員の構成について

「宍粟市子ども・子育て会議条例」第3条に基づき、以下に掲げる者で組織され、子ども・子育て会議の委員は13名となります。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者（公募委員など）

3. 委員の任期について

令和8年2月19日から令和10年2月18日までの2年間となります。

ただし、年度の更新に伴い各所属の代表者が交代した場合などは、後任の代表者を当会議の後任委員として引き継ぐものとし、後任委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4. 委員の報酬について

日額8,200円になります。

5. 会長及び副会長の選出について

「宍粟市子ども・子育て会議条例」第5条第1項に基づき、子ども・子育て会議に会長及び副会長を置くことと定められています。

また、同条例第5条第2項では、会長及び副会長は委員の互選によって定めるとされています。

6. 会議の開催

会議の開催について、「宍粟市子ども・子育て会議条例」第6条では以下のように、定められています。

- (1) 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されて

【資料①】

いない場合は、市長が招集する。

- (2) 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (3) 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7. 会議の公開について

原則、会議は公開とします。

ただし、会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合などは公開しないことができます。

8. 会議録の公表について

- (1) 会議録は市ホームページで公表します。また、会議の様子の写真をホームページ等で掲載する場合がありますので、写真の公開について都合の悪い方がいらっしゃいましたら事務局までお申し出ください。
- (2) 会議録において発言者の表記は、会長、副会長、委員、事務局とします。ただし、会長、副会長が委員として発言された場合は、委員として表記します。
- (3) 委員に、事前に会議録を確認いただいた後、公表します。